

令和7年10月19日執行
那 須 烏 山 市 長 選 挙

指定病院等における 不在者投票の手引

注意事項

- 投票事務にあたっては、選挙人の投票の秘密を確保し、地位を利用した利害誘導などがないよう留意願います。
- 投票用紙等は、受領してから不在者投票後に送致・送付するまでの間、金庫等必ず鍵のかかるものを利用して厳重に保管してください。

那須烏山市選挙管理委員会

は し が き

この手引は、令和7年10月19日（日）に行われる那須烏山市長選挙における、指定病院（介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所（以下「指定病院等」という。）に入院加療中の者、入所中の者等で、今回の選挙の選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）が指定病院等において行う不在者投票の方法及び当該不在者投票に関し指定病院等において処理していただく事務について記述したものです。

本手引書を熟読いただきますとともに、ご不明の点については、お気軽に本市選挙管理委員会にお問い合わせいただき、適切に不在者投票の事務を取り扱われますようお願いいたします。

那須烏山市選挙管理委員会

（様式等については、栃木県内で使用するものを掲載しております。）

目 次

第 1 指定病院等における不在者投票の概要	1
1 一般的事項	1
(1) 選挙の日程等	1
(2) 選挙人（投票ができる者）	1
2 不在者投票に関する事項	1
(1) 指定病院等における不在者投票制度	1
(2) 指定病院等における不在者投票の手続	2
(3) その他の不在者投票制度	3
(4) 不在者投票のできる期間等	3
(5) 投票用紙等	4
第 2 不在者投票管理者の職務等	5
1 不在者投票管理者とは	5
2 不在者投票管理者の主たる事務	5
3 不在者投票管理者の留意すべき事項	5
4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者	6
第 3 指定病院等における不在者投票事務の流れ	7
第 4 指定病院等における不在者投票の方法等	9
1 選挙人に対する周知	9
2 投票用紙等の請求	10
(1) 選挙人から指定病院等の長に対して行う投票用紙等の請求依頼	10
(2) 指定病院等の長が行う本市選挙管理委員会への投票用紙等の交付請求	11
(3) 投票用紙等の受領、確認及び保管	13
3 投票記載場所の設備	14
4 不在者投票	16
(1) 立会人の選任	16
(2) 投票の進め方	16
(3) 投票の記載上の留意事項	17
(4) 投票の事務処理	20
5 投票の送付	21
6 汚破損及び残余の投票用紙等の処理	21
7 郵送料等	21
別記様式（報告書）	23
（図 1）不在者投票用封筒（外封筒）（例）	24
（図 2）送致用封筒（不在者投票用封筒を郵送又は送致するための封筒）（例）	24

※ 文中、年号の表記のない月日については、「令和 7 年」を省略したものです。

第1 指定病院等における不在者投票の概要

1 一般的事項

(1) 選挙の日程等

那須烏山市長選挙の日程は、以下のとおりです。

選挙の期日の告示の日 令和 7年10月12日（日）

選挙の期日（投票日） 令和 7年10月19日（日）

(2) 選挙人（投票ができる者）

今回の選挙において投票ができる選挙人は、次の①及び②の2つの要件を満たす者です。

① 那須烏山市長の選挙権を有する者であること。

那須烏山市長の選挙権を有する者とは10月19日（選挙の期日）現在次のいずれにも該当する者です。

ア 日本国民である者

イ 年齢満18年以上である者

ウ 那須烏山市の区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者

② 10月19日現在において那須烏山市選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている者であること。

選挙人名簿に登録されている者とは、日本国民で、原則として次のいずれにも該当する者です。

ア 平成19年10月20日以前に生まれた者

ウ 那須烏山市に現に住所を有し、令和7年7月11日以前に那須烏山市の住民票が作成され（転入者については、7月11日以前に転入届がなされ）、引き続き3箇月以上住民基本台帳に登録されている者

2 不在者投票に関する事項

(1) 指定病院等における不在者投票制度

今回の選挙において、選挙人が次のいずれかに該当する場合には、当該指定病院等において不在者投票をすることができます。

① **選挙人が、指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）にある場合で、次のいずれかに該当する場合**

ア 当該指定病院等が本市の区域外に所在する場合

イ 当該指定病院等が本市の区域内に所在する場合で、当該選挙人の属する投票区が、当該指定病院等の所在する投票区と異なる場合

ウ 当該指定病院等が本市の区域内に所在する場合で、当該選挙人の属する投票区が、当該指定病院等の所在する投票区と同じである場合は、当該選挙人が次のいずれかに該当する場合

㊦ 選挙の当日、歩行が困難であると見込まれる場合

㊧ 選挙の当日、投票区外に外出すると見込まれる場合

㊨ 選挙の当日、職務若しくは業務に従事することが見込まれる場合又は冠婚葬祭の主宰、親族の冠婚葬祭への出席が見込まれる場合（行き先は、投票区の内外を問わない。）

㊩ 選挙の当日、天災又は悪天候により投票所に行くことが困難と見込まれる場合

② 選挙人が、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所にある場合

(2) 指定病院等における不在者投票の手続

指定病院等において不在者投票を行う場合は、次のいずれかの方法により、投票用紙及び投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）を請求します。

① 指定病院等の長が投票用紙等を請求する方法

指定病院等の長（不在者投票管理者）が、入院（所）中の当該選挙人の依頼により、当該選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）を請求する方法です。

② 選挙人本人による投票用紙等の請求

選挙人が自ら、指定病院等の長を不在者投票管理者として不在者投票を行う旨申し立て、本市選挙管理委員会の委員長（以下「本市委員長」という。）に投票用紙等を請求し、当該指定病院等の中で不在者投票を行う方法です。

この場合、選挙人は、不在者投票を行う際に、指定病院等の長（不在者投票管理者）に対し、不在者投票証明書の入った封筒（本市委員長が投票用紙等とともに交付する。）を提出する必要があります。

この方法による場合は、指定病院等の長の事務が異なることとなりますので、できる限り①の方法により行うよう選挙人を指導することが適当です。

(3) その他の不在者投票制度

選挙人は、指定病院等における不在者投票のほか、次による方法でも不在者投票を行うことができます。

① 名簿登録地の市区町村以外で投票する不在者投票

選挙人が自ら、本市委員長に投票用紙等を請求し、現に所在し、又は居住する市区町村の選挙管理委員会の委員長を不在者投票管理者として不在者投票を行う方法です。

② 郵便等による不在者投票

選挙人が、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で、かつ、その障がいの程度が一定以上の者又は介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている者が「郵便等投票証明書」の交付を受けている場合で、郵便等による不在者投票を行う旨、本市委員長あて申し出て投票用紙等を請求し、その現に居住する場所で投票用紙に記載し、自ら郵便等で、本市委員長に投票用紙等を送付する方法です。

③ 郵便等による不在者投票のうち代理記載による不在者投票

②の「郵便等投票証明書」の交付を受けている者のうち身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている者、又は戦傷病者手帳に上肢若しくは視覚の障がいの程度がこれらの障がいの程度に該当することにつき戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者であって代理投票が認められている場合で、代理記載人に本市委員長あて投票用紙等を請求させ、その現に居住する場所で代理記載人に投票用紙に記載させ、郵便等で、本市委員長に投票用紙等を送付する方法です。

(4) 不在者投票のできる期間等

指定病院等における不在者投票のできる期間は、**選挙の期日の告示の日の翌日<10月13日(月)>から選挙の期日の前日<10月18日(土)>までの6日間**であり、不在者投票のできる時間は、この間毎日**午前8時30分から午後5時まで(土曜日と同じ。)**です。

投票用紙等の請求は、選挙の期日の告示の日前においてもできますので、あらかじめ準備しておき、早めに請求してください。

ただし、本市委員長が投票用紙等を直接交付するのは不在者投票の開始日以降(郵便等をもって送付する場合には、本市選挙管理委員会の定める日(10月11日(土))以降)となります。

なお、選挙の期日の告示の日前に投票用紙等が郵便等により送付された場合であっても、

不在者投票を行う日は、開始日以後に設定（前記 P 2 参照）しなければなりませんのでご注意ください。

投票の済んだ不在者投票は、指定病院等の長から本市委員長に送致等又は郵便等（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））によって送付することになります。

送致等を受けた本市委員長は、当該投票を 10 月 19 日（日）（選挙期日）の午後 6 時（投票所閉鎖時刻）までに選挙人の属する指定投票区の投票所に送致しなければなりませんので、投票の済んだ不在者投票は、早めに送致等をしてください。

なお、今回の選挙において投票所の閉鎖時刻を繰り上げる予定の投票所はありませんので、あらかじめお知らせしておきます。

(5) 投票用紙等

今回の選挙に用いる投票用紙は、白色の用紙に黒刷となっております。

また、不在者投票用封筒は、外封筒と内封筒の二重制となっておりますので、ご注意ください。

第2 不在者投票管理者の職務等

1 不在者投票管理者とは

病院及び介護医療院にあっては院長が、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあっては当該施設の長が、労役場及び監置場にあってはその施設が附置された刑事施設の長が、留置施設にあってはその留置業務管理者が不在者投票管理者となります。

ただし、指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の院長、施設の長等が、候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。

2 不在者投票管理者の主たる事務

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をします。

また、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、第3及び第4に掲げる事務等の全般を管理執行します。

3 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票管理者は、不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に留意し、公正かつ適切な事務処理を行ってください。

- ① 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならないことになっていますので、特に注意してください。

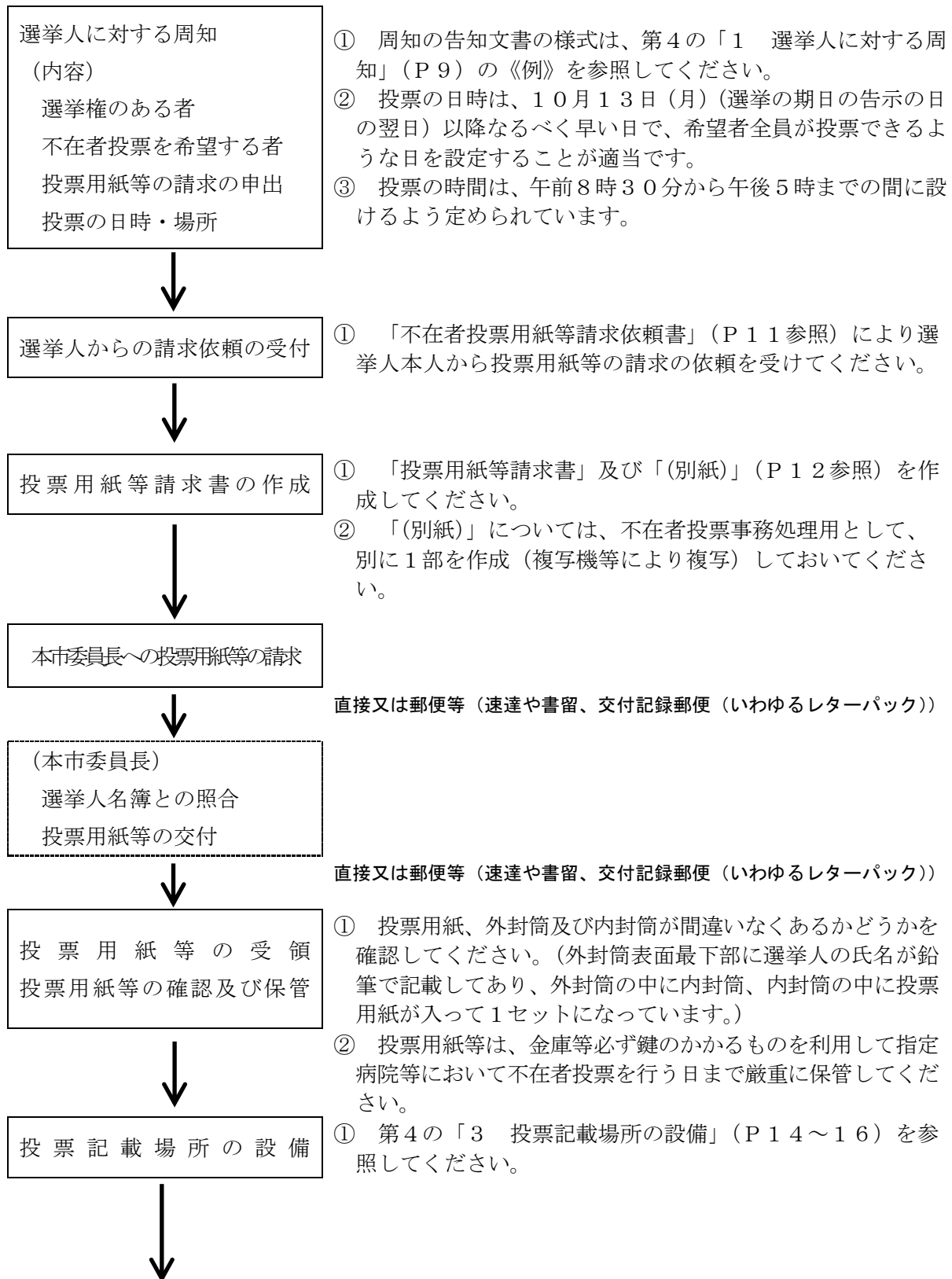
! 例えば、病院長が不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して選挙運動をする等の行為は、一般的に違反となります。

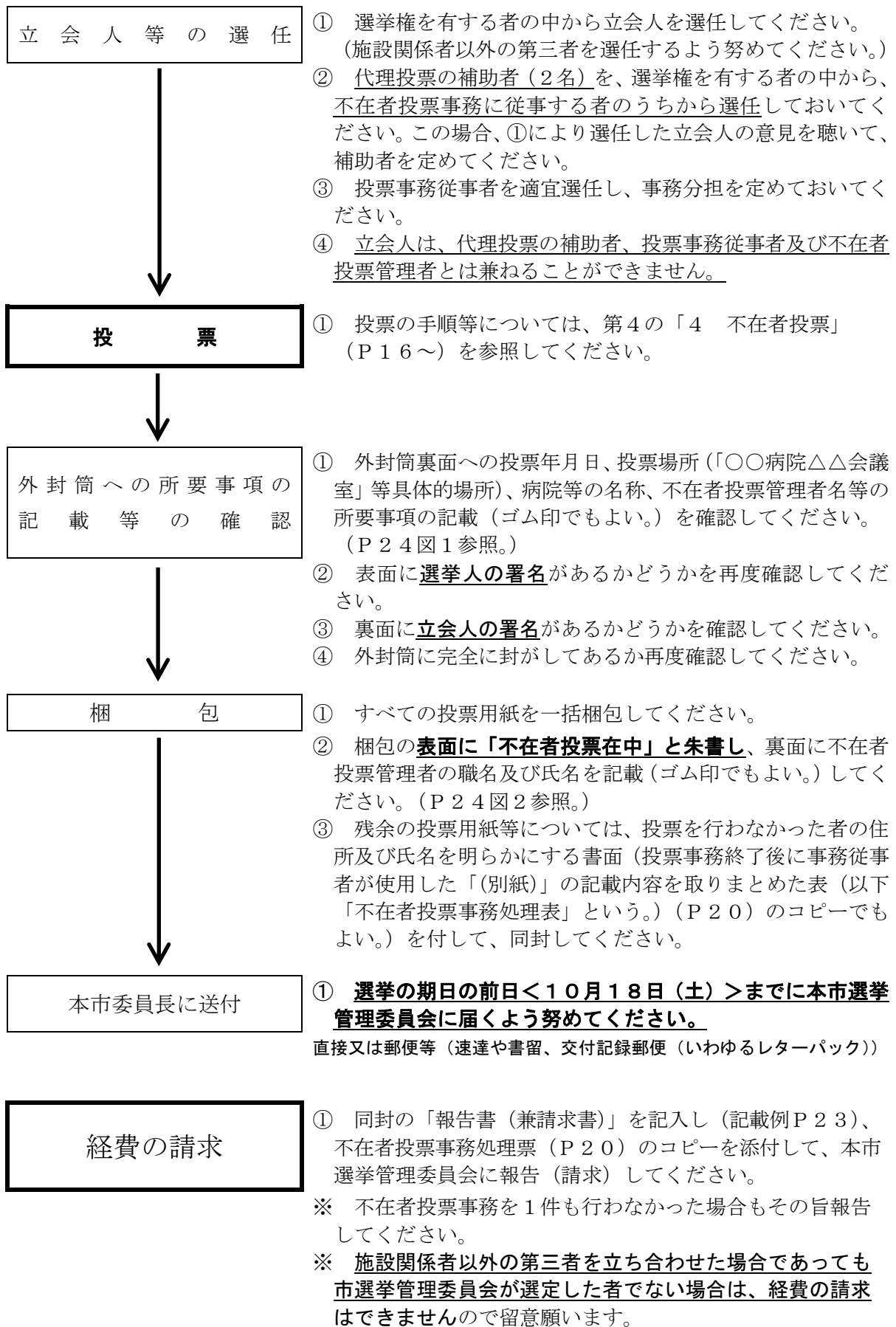
- ② 不在者投票は、投票日の前に選挙人に投票させる制度ですので、特にその取扱いは慎重にし、あらかじめ担当事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように検討しておいてください。
- ③ 事務の管理及び執行に当たっては、投票の秘密保持を期することはもとより、絶対に選挙人に威圧を加えるようなことのないようにしなければなりません。
- ④ 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等が適用されますので、これらの罰則に触れることのないように留意してください。

4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が候補者となった場合、外国人である場合、事故により欠けた場合等においては、病院及び介護医療院にあつては院長、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあつては当該施設の長、労役場、監置場にあつてはその施設が附置された刑事施設の長又は留置施設にあつてはその留置業務管理者の職務を代理する者が、不在者投票管理者となります。

第3 指定病院等における不在者投票事務の流れ





第4 指定病院等における不在者投票の方法等

以下の記載は、指定病院等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求し、不在者投票を行う場合についての具体的な手続を主として記述したものです。

1 選挙人に対する周知

指定病院等に入院（所）中の選挙人に対して、不在者投票の周知を図ってください。この際、次の（例）のような告知文書を作成し、院（所）内の適当な場所に何箇所か掲示するなど、適切な措置を講じてください。

なお、入院患者（ショートステイを含む入所者）以外の者（例えば、医師、看護師、職員等の勤務者、付添人、通院（所）者など）は、この不在者投票はできませんので、注意してください。

《例》

お	知	ら	せ
当病院は、公職選挙法の定めるところにより入院中の方の申し出により、当病院内で不在者投票ができることになっています。			
つきましては、来る10月19日に執行されます那須烏山市長選挙の不在者投票を次により行いますので、当病院内で不在者投票を希望される入院患者の方は、事務局まで申し出てください。			
一 投票日時			
令和7年10月13日（月）			
午前九時～午後三時			
二 場 所			
第一病棟第一会議室			
なお、右記の投票日以外でも申し出により不在者投票をすることはできませんが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるよう御協力ください。			
また、投票所内には候補者の氏名等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名を確認のうえおいでくださるようお願いいたします。			
山川病院院長 山川 一郎			

投票の期日は、10月13日（月）（選挙の期日の告示の日の翌日）以降なるべく早い日で、希望者全員が投票できるような日を設定することが適当です。（第1の2の「(4) 不在者投票のできる期間等」（P3）参照。）

投票時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるよう定められております。

2 投票用紙等の請求

(1) 選挙人から指定病院等の長に対して行う投票用紙等の請求依頼

選挙人は、選挙の期日<10月19日（日）>、第1の2の「(1) 指定病院等における不在者投票制度」（P1）に該当する場合には、当該指定病院等の長に対して投票用紙等の請求を依頼できることになっています。

また、この依頼は、同封した「不在者投票用紙等請求依頼書」（次ページ様式参照）に、選挙人本人に住所氏名等を記載させることにより行うものです。

なお、点字投票該当者（4の(3)の「② 点字投票」（P17）参照）又は代理投票該当者（4の(3)の「③ 代理投票」（P18）参照）については、選挙人の依頼に基づき病院事務局等で記載しても差し支えありません。ただし、この場合は、代理記載の旨及び代理記載をした者の氏名を「不在者投票用紙等請求依頼書」の余白に記載してください。

点字で投票しようとする場合は、その旨申立てることになっていますので、該当する番号を○で囲ませ、又は囲みます。

なお、この「不在者投票用紙等請求依頼書」は、選挙の後も「不在者投票事務処理表」として作成した「(別紙)」（4の「(4) 投票の事務処理」（P20）参照）と併せて、当分の間（4年程度）保存してください。

不在者投票用紙等請求依頼書

令和7年10月19日執行の下記の選挙について不在者投票をしたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の請求を依頼します。

令和7年10月 日

住 所
氏 名

大正
昭和 年 月 日 生
平成

不在者投票管理者 様

記

1 選挙の種類

那須烏山市長選挙

2 点字投票の申立ての有無（該当する番号を○で囲むこと。）

(1) 有

(2) 無

(2) 指定病院等の長が行う本市選挙管理委員会への投票用紙等の交付請求

指定病院等の長は、選挙人（選挙人の属する投票区が指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、第1の2の(1)の①のウ（P2）の者に限る。）から(1)の請求の依頼を受けたときは、直ちに、本市委員長に対し、同封した「投票用紙等請求書」（記載例（次ページ）参照）により、直接又は郵便等（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））によって投票用紙等の交付を請求してください。

(記載例)

投票用紙等請求書

別紙記載の選挙人（**甲野太郎** ほか**4**名）は、令和7年10月19日執行の那須烏山市長選挙の当日、**当病院** にあるため、**当病院** において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別紙記載の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和7年10月△△日

〔所在地〕 □□市□□1丁目1番1号

〔病院等の名称〕 **山川病院**
電話 **〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇**

〔病院長等の
職氏名〕 **院長 山川 一郎**

〔請求書作成者
の職氏名〕 **総務課長 乙野 次郎**

※ 病院長等の押印は不要

那須烏山市選挙管理委員会委員長 様

(別紙)

No. 1

令和7年10月19日執行 那須烏山市長選挙

〔指定病院等名称〕 **山川病院**

選挙人名簿に記載 されている住所	選挙人氏名 生年月日	点字
那須烏山市 中央1丁目1番1号	甲野太郎 大・昭・平 11. 6 . 5	
那須烏山市 大金240番地	大山花子 大・昭・平 8. 2 . 22	
那須烏山市 野上2000番地	山田太郎 大・昭・平 35. 12 . 5	○
那須烏山市 熊田1000番地	乙山一郎 大・昭・平 2. 8 . 8	
那須烏山市 志鳥3000番地	小川一子 大・昭・平 10. 1 . 1	
以下余白		
	大・昭・平 . . .	
	大・昭・平 . . .	
	大・昭・平 . . .	

投票事務処理欄		
立会人氏名（ 投票事務従事者氏名（ ほか 名）		
用紙等交付	投票月日	代理投票補助者 氏 名

(注) 選挙人から、公職選挙法施行令第50条第3項（点字による投票）の申立ての依頼があった場合は、「点字」の欄に○の記号を記載してください。

〔投票用紙等請求書の記載要領〕

- ① 同封しました投票用紙等の請求書用紙は、「投票用紙等請求書」及び「(別紙)」(請求依頼をした選挙人の氏名等の記載用紙)の2種類です。
 - ② 請求書用紙は、前ページの「記載例」の要領で記載してください。
 - ③ 点字投票の申立ての依頼を受けた場合には、「(別紙)」の「点字」欄に○の記号を記載して請求してください。
 - ④ 「投票用紙等請求書」1枚(当市委員長あて)及び「(別紙)」(所要枚数)をとじてください。
 - ⑤ 「(別紙)」については、不在者投票事務処理用として、もう1部を同時に作成(複写機等により複写)するか、あるいは、記載が終わった後に複写機により複写しておいてください。
- (注) 「(別紙)」については、「不在者投票事務処理表」を兼ねる様式になっています。本市委員長に対し投票用紙等を請求する際には、「(別紙)」の「投票事務処理欄」の部分は空欄のままとなります。

本市委員長は、指定病院等の長から(2)の請求を受けた場合は、選挙人名簿と対照し、当該選挙人について不在者投票の事由があると認めたときは、直ちに投票用紙等を指定病院等の長に直接交付し、又は郵便等(速達や書留、交付記録郵便(いわゆるレターパック))によって送付します。(選挙の期日の告示の日前に請求を受けたものについては、直接交付する場合は選挙の期日の告示の日の翌日以後に、郵送等をもって送付する場合には、本市委員会の定める日以降に送付します。)

(3) 投票用紙等の受領、確認及び保管

指定病院等の長は、本市委員長から投票用紙等の交付等を受けたときは、これを厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載場所において交付する取扱いとしてください。

! 形式上は、請求の依頼をした選挙人に対し投票用紙等(封筒は、外封筒及び内封筒)を直ちに交付し、選挙人は投票するときに改めてこれを不在者投票管理者に提示して、何も書いていないことを確認のうえ投票することになっていますが、事前に投票用紙等を選挙人に交付した場合、選挙人が投票記載場所以外の場所で候補者の氏名等を記載するおそれがあり、その場合、当該投票は無効となってしまうので上記の取扱いとするものです。

なお、本市委員長から送付された投票用紙等には、外封筒表面最下部（投票区、名簿番号、男女別記載欄の下）に選挙人の氏名が記載してあり、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って1セットとなっています。

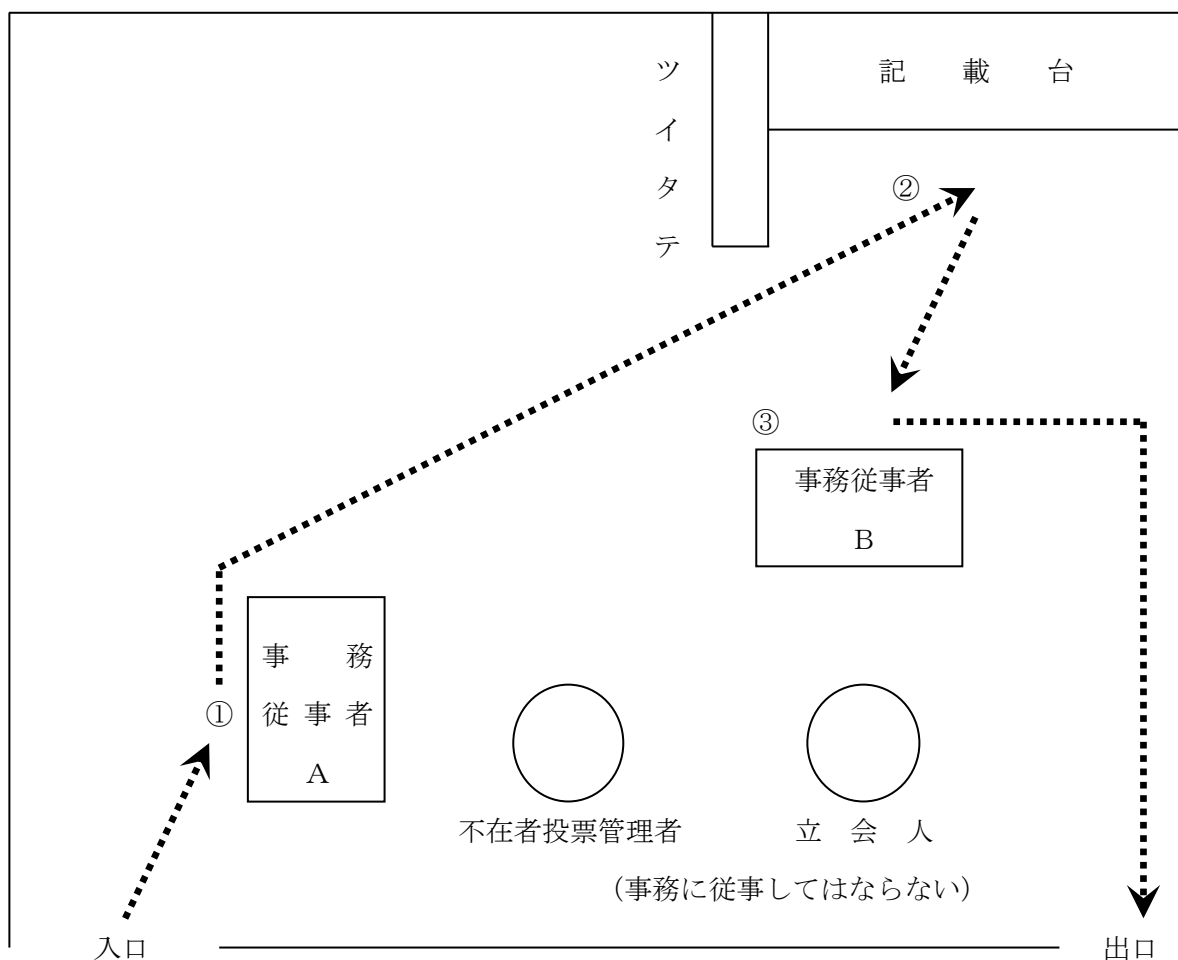
3 投票記載場所の設備

指定病院等の長は、あらかじめ投票記載場所の設備をしておかなければなりません。

この際、投票記載場所は、投票の秘密を保持し、投票における不正手段を防止するための設備をしなければならないこととされているので、指定病院等においても、市町村における投票所の記載場所と同程度の設備をする必要があります。

具体的な配置例及び設備の際の留意事項は、次のとおりです。

(不在者投票を行う場所の配置例)



(備考) 点線、番号及び事務従事者の記号 (A B) は、4 の「(2) 投票の進め方」の手順の③まで (P 1 6 ～ P 1 7) 及び 4 の(3)の「③ 代理投票」(P 1 8 ～ 1 9) の表示と一致している。

- ① 選挙人の多少により、事務従事者及び記載台の数は、適宜配置してください。
- ② 記載台には、鉛筆 (3 本程度) を用意してください。
- ③ 記載台の前面及び側面が、外から見通せるガラス窓等である場合は、カーテン等で投票の秘密が守られるよう措置してください。
- ④ 立会人 (4 の「(1) 立会人の選任」(P 1 6) 参照) は、常に 1 名以上着席していなければなりません。また、投票事務の補助は行ってはなりませんし、代理投票の補助者となることもできません。

指定病院等における不在者投票の場合は、投票を行う場所内に候補者の氏名等を記載したものを掲示することができないこととなっていますので、投票を行う会議室等内には、絶対にこれらの候補者の氏名等が記載された『はり紙』等を掲示しないでください。また、候補者の氏名等が記載された文書（例えば表彰状）が掲示してあるときは、あらかじめ撤去しておいてください。

なお、候補者の氏名等を確認したい選挙人がある場合には、投票を行う部屋の外で選挙公報や新聞等により確認してもらい、再度入室させるような措置を講じてください。

4 不在者投票

(1) 立会人の選任

指定病院等の長は、選挙人が不在者投票を行うときは、必ず選挙権を有する者（日本国民で年齢満18年以上の者であればよく、当該選挙の選挙権を有する必要はない。）を少なくとも1人は立ち合わせなければなりません。

なお、立会人は施設関係者以外の第三者を選任するよう努めてください。

(注) 不在者投票管理者（管理者が不在のため事実上管理に当たっている者を含む。）、事務従事者及び代理投票の補助者は、立会人と兼ねることができません。

(2) 投票の進め方

選挙人は、選挙の期日の前日<10月19日（土）>午後5時までに（なるべく早めが良い。）、指定病院等の長から、原則としてその管理する投票記載場所（P14参照）において、投票用紙等の交付を受け投票を行います。具体的な投票の進め方は次のようになります。

① 投票用紙等の交付

ア 事務従事者（A）は、選挙人に投票用紙等を交付する際に、必ず本人かどうかの確認をして、外封筒表面最下部に当該選挙人の氏名が記載されているものを交付してください。

また、交付の際には、この投票用紙には候補者1人の氏名を記載する旨を説明してください。

イ 事務従事者（A）は、当該選挙人に投票用紙等を交付したときは、「(別紙)」の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「✓」の記号を記載してください。（「(4) 投票の事務処理」（P20）参照）

② 投票用紙等への記載等（記載台）

- ア 投票用紙には、候補者 1 人の氏名を記載します。
- イ **内封筒**に投票用紙を入れ封（封筒上部裏面のシールをはがして封をする。）をします。
- ウ **外封筒**に**内封筒**を入れ封をします。
- エ **外封筒**の表面の「投票者」欄に**署名**（代理投票の場合を除き必ず**自書**する。）します（図 1（P 2 4）参照）。

※ 点字投票の場合は、**外封筒**の表面の「投票者」欄に先に点字で署名し、次いで投票用紙に点字で候補者の氏名を記載します。

③ 署名及び封の確認並びに受領

- ア 事務従事者（B）が、署名及び封の確認をして受領します。
- イ 選挙人の署名が漏れていた場合や外封筒の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って補正させることとしてください。

④ 不在者投票管理者に関する記載等

外封筒裏面に投票年月日、（具体的な）投票場所並びに不在者投票管理者の職及び氏名を記載（ゴム印等でもよい。）してください（図 1（P 2 4）参照）。

⑤ 立会人の署名

外封筒裏面の「立会人」欄に投票に立ち会った立会人が署名（必ず自書する。）します（図 1（P 2 4）参照）。なお、この署名は、投票が済んだ後、投票を行った場所内で一括して行っても差し支えありません。

（注） 投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については、必ず投票用紙等を返還させてください。

(3) 投票の記載上の留意事項

① 移動困難な者の投票

特に重病人で病院等内でも移動困難な者については、不在者投票管理者の管理及び立会人の立会いの上、病床等で投票させても差し支えありません。ただし、この場合には特に投票の秘密が侵されないよう十分に配慮してください。

② 点字投票

点字投票の申立てを行った盲人である選挙人には、点字投票用の投票用紙を交付しますが、この投票用紙は、一般の投票用紙より厚い紙を使用し、表面に「点字投票」である旨の表示がなされています。

なお、点字投票の場合は、選挙人に、まず**外封筒**に点字により署名させ、次いで投票用紙に候補者の氏名を点字により記載させ、この投票用紙を**内封筒**に入れて封をさせ、さらにこれを先に点字で署名しておいた**外封筒**に入れて封をさせ、事務従事者に提出させるようにしてください。

③ 代理投票

心身の故障その他の事由により、自ら候補者の氏名を記載することができない選挙人は、申請により代理投票を行うことができますが、具体的な手続は以下のとおりです。

ア 代理投票を行う旨の選挙人の申請

心身の故障その他の事由により、候補者の氏名を記載することができない選挙人は、投票用紙等の交付を受ける際に、代理投票を行いたい旨、自ら事務従事者（Ａ）に申請します。

イ 代理投票の許容

不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて代理投票の許容（代理投票の事由があると認めて、代理投票を行わせること。）の可否について決定します。

※ 許容することと決定した場合には、以下ウからカまでの手順によります。許容しないことと決定した場合には、④の手順によります。

ウ 代理投票の補助者への指示

不在者投票管理者（事務従事者（Ａ）でも可）は、あらかじめ事務従事者の中から選任しておいた代理投票の補助者（以下「補助者」という。）２人を投票所内に入れ、当該選挙人が代理投票を行う旨伝えます。

※ 補助者の選任は、立会人の意見を聴いて、不在者投票管理者が行います。なお、この選任は代理投票の都度行っても、あらかじめ行っても差し支えありませんが、あらかじめ行うのが適当でしょう。また、補助者に対しては、あらかじめ（選任した時）、代理投票の手続について説明を行っておいてください。

エ 投票用紙等の交付

事務従事者（Ａ）は、補助者に対し、投票用紙等を交付します。

事務従事者（Ａ）は、投票用紙等を交付した時は、「（別紙）」の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「✓」の記号を記載するとともに、「代理投票補助者氏名」欄に補助者２名の氏名を記載してください。（「(4) 投票の事務処理」（P 20）参照、）

オ 投票用紙等への記載等（記載台）

補助者2人は、当該選挙人と記載台まで同行し、選挙人が指示する1人の候補者の氏名を1人の補助者が投票用紙に記載し、他の1人の補助者がそれを確認します。なお、選挙人に候補者の氏名を指示させるに当たっては、口頭で告げさせるのが原則ですが、選挙人の意思が確認できる限り、紙片等の提示でも差し支えありません。なお、補助者が候補者の一覧表を示すとか、あるいは候補者の氏名を告げて、その中から特定の候補者を指示させるようなことをしてはなりません。

投票用紙に記載した方の補助者は、投票用紙を内封筒に入れ封をし、さらにそれを外封筒に入れ封をし、外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載し、事務従事者（B）は、これを確認の上、受領します。

カ その他

前記「(2) 投票の進め方」の手順④以下（P 17 参照）に同じです。

④ 代理投票の仮投票

代理投票を申請した選挙人がある場合、不在者投票管理者においてその事由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いて、代理投票の拒否を決定することができます。

なお、次のような状況があった場合は、本市委員会に照会の上、「代理投票の仮投票」を行わせることになります。

ア 不在者投票管理者が代理投票を拒否したことについて、選挙人に異議がある場合

イ 不在者投票管理者が代理投票を許容したことについて、立会人に異議がある場合

この場合は、不在者投票管理者は、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者（以下「代理記載人」という。）に外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載させるほか、当該代理記載人の氏名を外封筒の表面左下の「(代理投票の仮投票の場合の代理記載人)」欄に記載させることになります。（図1（P 24）参照）

(4) 投票の事務処理

投票用紙等の請求を行った際に、不在者投票事務処理用としてもう1部作成した「(別紙)」を利用して次の要領で投票の事務処理を行うとともに、投票の記録として当分の間（4年程度）保存してください。

(記載例)

(別紙)		No. <u>1</u>
令和7年10月19日執行 那須烏山市長選挙		
〔指定病院等名称〕 <u>山 川 病 院</u>		

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名 生 年 月 日	点 字	投票事務処理欄
那須烏山市 中央1丁目1番1号	甲 野 太 郎 大(昭)平 11. 6 . 5		立 会 人 氏 名 (梅山太郎) 投票事務従事者氏名 (青田明美ほか 2名)
那須烏山市 大金240番地	大 山 花 子 大(昭)平 8. 2 . 22		用紙等交付 投票月日 代理投票補助者氏名
那須烏山市 野上2000番地	山 田 太 郎 大(昭)平 35. 12 . 5	○	✓ 4月18日 投票を行わなかった場合
那須烏山市 熊田1000番地	乙 山 一 郎 大(昭)平 2. 8 . 8		✗ 投票せず
那須烏山市 志鳥3000番地	小 川 一 子 大(昭)平 10. 1 . 1		✓ 4月18日 乙川 二郎 中山 三郎
以下余白	大・昭・平 . . .		投票した場合「〃」や空欄ではなく、必ず投票した月日を入れてください。
	大・昭・平 . . .		
	大・昭・平 . . .		

(注) 選挙人から、公職選挙法施行令第50条第3項（点字による投票）の申立ての依頼があった場合は、「点字」の欄に○の記号を記載してください。

〔記載要領〕

- ① 「用紙等交付」欄の記載については、投票用紙を交付した場合は、「✓」の記号を記載します。(2)の「① 投票用紙等の交付」(P16)及び(3)の③の「エ 投票用紙等の交付」(P18)参照

なお、投票用紙等を交付しなかった場合は、「用紙等交付」欄に「交付せず」と記載します。また、投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については投票用紙等を必ず返還させ、「✓」記号を抹消(×印)し、「投票月日」欄に「投票せず」と、死亡等により投票を行わなかった場合は「交付せず」と記載します。

- ② 代理投票を行った場合は、補助者2名の氏名を「代理投票補助者氏名」欄に必ず記載します。
- ③ 代理投票の仮投票を行った場合（極めてまれなケースです。）は、②と同様補助者2名の氏名を記載するほか、投票用紙等に記載を行った補助者（代理記載人）の氏名を○で囲んでください。ただし、通常の代理投票の場合は、この必要はありません。

- ④ 投票事務終了後、事務従事者（Ａ）が使用した「（別紙）」と事務従事者（Ｂ）が使用した「（別紙）」の記載内容を取りまとめた「不在者投票事務処理表」を上記の記載例のように作成し、保存してください。

※ この「不在者投票事務処理表」のコピーを、不在者投票の事務に要した経費の報告（請求）の際に添付していただくこととなります。

5 投票の送付

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合は、外封筒の裏面に投票した年月日及び投票の場所を記載（ゴム印等でもよい。）し、不在者投票管理者（指定病院等の長）の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）するとともに、立会人に署名（この場合は、必ず自書させる。）させ、記載漏れがないか等再度点検した上で、さらに他の適当な封筒に入れ封をし、その表面に投票が在中している旨を明記（「不在者投票在中」と朱書きする。）し、さらに裏面には不在者投票管理者の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）して、直ちに本市委員長に直接送致し、又は郵便等（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））で送付してください。（図１図２（Ｐ２４）参照）

6 汚破損及び残余の投票用紙等の処理

選挙人が誤って投票用紙等を汚損又は破損した場合は、本市委員長に申し出て、当該汚損又は破損した投票用紙等と引き替えに、新しい投票用紙等の交付を受けてください。

投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情又は退院等により不在者投票を行わなかった選挙人の投票用紙等については、当該選挙人の住所及び氏名を明示する書面（「不在者投票事務処理表」（Ｐ２０）のコピーでもよい。）を添付して、本市委員長に返還してください。

この場合、投票用紙等には決して何も記載しないでください。

投票用紙等の請求を申し出た選挙人が、投票前に他の指定病院等に移った場合にも、投票用紙等は新しい指定病院等に回付せずに、必ず本市委員長に返還してください。

7 郵送料等

不在者投票に要した経費（郵送料及び不在者投票事務費）は、１１月７日（金）までに報告書（別記様式（Ｐ２３））により、本市選挙管理委員会あてに報告（請求）してください。

〒321-0692

那須烏山市中央 1-1-1

那須烏山市選挙管理委員会あてに送付願います。

なお、上記報告書には必ず「不在者投票事務処理表」(P 2 0)のコピーを添付してください。

上記の経費は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の定めに基づいて、実際に不在者投票をした選挙人 1 人について 1, 236 円 を交付いたします。

なお、投票用紙等を請求しても、投票しなかった者については、経費は交付されませんのでご注意ください。

また、施設関係者以外の第三者を立ち合わせた場合であっても市選挙管理委員会が選定した者でない場合は、経費の請求はできませんので留意願います。

別記様式

報 告 書 (兼請求書)

！ 修正液や訂正印
での訂正はできません。

金 9, 888 円也

ただし、令和7年10月19日執行の那須烏山市長選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費

〔内 訳〕 (1, 236円 × 不在者投票人数 8 人)

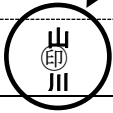
上記のとおり報告いたします。

令和 7年10月21日

那須烏山市長 様

！ 実際に不在者投票をした人数を記入してください。

！ 使用する印は、病院、施設の印ではなく、代表者印(代表者の私印でも可)を押印して下さい。

病 院 等 の 名 称	山 川 病 院		
所 在 地	〔郵便番号〕 〒〇〇〇-〇〇〇〇		
	〔住 所〕 〇〇市〇〇1丁目1番1号		
	〔連絡先〕 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		
不在者投票管理者 (病院等の長) の 職 氏 名 印	職名	フリガナ ヤマカワ イチロウ	
	院 長	氏名 山 川 一 郎	

※ 病院にあつては院長、老人ホームにあつては施設長が不在者投票管理者となります。法人の理事長ではありません。

支払金融機関

金融機関名	〇〇銀行 〇〇	支 店 支 所 出張所	口座番号	普通 当座	0 1 2 3 4 5 6
フリガナ	ヤマカワビョウイン インチョウ ヤマカワイチロウ				
口座名義	山 川 病 院 院 長 山 川 一 郎				

報 告 担 当 者 職 氏 名

経理課長 山川 次郎

- (注1) (別紙)による「不在者投票事務処理表」のコピーを併せて添付してください。
 (注2) 病院等の名称所在地等は、必ず正式名称等を記入してください。
 (注3) 支払金融機関名等は、必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。
 また、口座名義にはフリガナを付してください。

(図1)

不在者投票用封筒（外封筒）（例）

表

令和7年10月19日執行
那須烏山市長選挙

不在者投票

（外封筒）

選挙管理委員会之印

投票者 甲野太郎

（代理投票の仮投票の場合の代理記載人）

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏

必ず記入又は記載すること（ゴム印可）。

投票年月日 令和七年十月十七日

投票場所 山川病院第二会議室

不在者投票管理者 選挙管理委員会委員長 山川病院院長 山川一郎

立会人 海山太郎

必ず本人に書かせること（署名）

(図2)

送致用封筒（不在者投票用封筒を郵送又は送致するための封筒）（例）

表

速達

321-0692

那須烏山市選挙管理委員会委員長 様

那須烏山市中央一——

切手

不在者投票在中

朱書すること。
（郵便によらない場合も必ず記載すること。）

裏

〇〇市〇〇一丁目一番一号

山川病院院長 山川一郎

不在者投票管理者の職・氏名を記入（ゴム印可）すること。

代理投票の仮投票を行った場合のみ記載する。（※単なる代理投票の場合は記載しない。）

（手引(P19)「④代理投票の仮投票」参照）

代理投票の場合は、投票用紙に候補者名を記載した補助者が「選挙人」の名前を書くこと。